

改定された自転車安全利用五則を守りましょう!

令和4年11月1日、自転車の基本的なルールとマナーを定めた「自転車交通安全利用五則」の内容が改定されました。新しいルールを確認して、安全運転をお願いします。

自転車安全利用五則

- ①車道が原則、左側を通行。歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用



※宮城県では令和3年4月から「自転車損害賠償保険等」への加入が義務化されています。自転車事故に係る高額賠償請求事例も発生していますので万一の備えとして、自転車損害賠償保険などに加入しましょう。

令和5年度「統計の日」標語の募集について

総務省では、統計の重要性に対する国民の関心と理解を深め、統計調査に対する国民のより一層の協力をいただけるように定めた「統計の日(10月18日)」を広く知っていただくために、ポスターなどに掲載する標語を募集しています。

●募集部門

- ①統計調査員の部
- ②小学生/中学生/高校生/一般の部

●応募記載事項

- (1)部門 (2)お住まいの都道府県
 - (3)氏名(ふりがな) (4)所属・学校名(学年)
 - (5)電話番号 (6)標語(1人5作品まで)
- ※(4)は一般の部は記載不要。

●応募方法

※応募作品は、自作で未発表のものに限ります。
上記を記載の上、郵送又はEメールで下記までお送りください。

【郵送】〒162-8668 総務省政策統括官付企画管理官室地方統計機構担当
【メール】toukeinohi@soumu.go.jp
※締め切り 3月31日(金) (必着)
※①統計調査員の部の方は3月17日(金)までに、ふるさと振興課へご提出ください



▲昨年度受賞作品

●お問い合わせ ふるさと振興課 ☎37-2468 (担当:小川)

就学援助制度のお知らせ

経済的理由で就学困難な児童及び生徒の保護者に学用品費等を援助する制度です。



対象となる世帯

- ①要保護世帯 ・生活保護(教育扶助)を受給している世帯
- ②準要保護世帯 ・前年度及び当該年度の生活保護の停止又は廃止となった世帯
・世帯員の年収(給与収入・公的給付金等)の合計が基準を下回る世帯

対象となる費用

学校用品、通学用品、新入学児童生徒学用品、通学費、修学旅行及び校外活動費等
※要保護・準要保護の区分や児童生徒の学年等により支給額は異なります。

申込みについて

制度に関する案内を6月に各学校から児童生徒に配布しますので、案内をご覧のうえ、各学校にお申込みください。

※小学校新1年生で申請を希望する方は教育委員会へ事前にご相談ください。

七ヶ宿小学校 ☎37-2320 七ヶ宿中学校 ☎37-2360

詳しい内容については、七ヶ宿町教育委員会までお問い合わせください。

●お問い合わせ 教育委員会 ☎37-2112 (担当:黒坂)

なかなか相談しにくい・・・でも大切なこと

尿もれは誰でも起こりうる症状で、現代では若い方の悩みでもあります。骨盤低筋を鍛えることで尿もれが改善すると言われています。尿もれがちょっと心配な方、予防のためにと考えている方、お話を聞いてみませんか。

当事業はオンラインで開催します。事務局が環境を整えますので、安心してご参加ください。

- ◆日時・場所 2月22日(水)午後1時30分～午後3時
七ヶ宿町高齢者センター
- ◆内 容 講話(なぜモレル?排せつのしくみ)
失禁予防ハピモレ体操、布パッドづくり
- ◆講 師 HAPEEMOLENZプロジェクト
- ◆参加費 無料
- ◆定 員 10名
- ◆申込締切 2月20日(月)



●お問い合わせ 七ヶ宿町社会福祉協議会 ☎37-2271 (担当:今野)